

所 管 事 項 調 査

目 次

資料ページ

- 1 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について・・・P 1～ 3

環 境 部
平成 30 年 9 月







石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について

1 石綿(アスベスト)対策の経過

(1) 石綿は、昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として広く使用されてきたが、石綿のばく露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の健康被害が社会問題となり、平成18年9月に石綿障害予防規則及び労働安全衛生法が改正され、石綿を使用する製品の製造が禁止された。

併せて、大気汚染防止法も改正され、「特定建築材料(石綿が重量の0.1%を超えて含有する吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材)」が使用されている建築物等を解体し、又は補修する作業を行う場合は、「特定粉じん排出等作業実施届出」や「飛散防止措置」の対象とされている。

【参考】特定建築材料とその使用箇所例 (大気汚染防止法施行令第3条の3)

材料別の使用箇所及び目的			
①石綿を含有する吹付け材 壁、天井、鉄骨 (防火、耐火、吸音性等の確保)		③石綿を含有する保温材 ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の曲線部(保温)	
②石綿を含有する断熱材 屋根裏、煙突 (結露防止、断熱)		④石綿を含有する耐火被覆材 鉄骨部分、鉄骨柱、エレベーター (吹付け石綿の代わりとして耐火性能の確保、化粧目的)	

(2) 上記(1)の健康被害に係る社会問題を受け、市有施設については、平成17年7月から8月までにアスベスト調査を実施するとともに、平成18年1月には「市有施設アスベスト対策方針」を策定(同年11月改訂)し、併せて、除去及び封じ込め工事等も実施した。

【参考】アスベストに関する主な関係法令

法令	目的
建築基準法	吹付けアスベスト等の建築物への使用禁止及び増改築、大規模修繕・模様替の際に除去を義務づけるため
大気汚染防止法	大気中への飛散を抑制し、住民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため
労働安全衛生法 石綿障害予防規則	建築物等の解体等の作業を行う労働者への石綿のばく露による健康障害を予防するため
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	建設工事に伴う特定建設資材の分別解体及び再資源化における吹付けアスベスト等の措置を義務づけるため
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するため

2 石綿含有仕上塗材の特定建築材料への追加等

- (1) 建築物の内外装仕上げに使用される建築用仕上塗材の一部には、石綿を含有するものがあり、仕上塗材自体は塗膜が健全な状態では石綿が飛散するおそれはないが、建築物の解体・改造・補修工事を行う場合は、石綿が飛散する可能性があることから規制対象(特定建築材料に含まれる)となり、届出や飛散防止措置が必要となった。(対象:平成18年8月までに施工された建築物)

※環境省通知(H29.5.30)「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」

- (2) 県発注工事における建築物の改修・解体時の石綿含有仕上塗材の除去等作業に係る手順や取り扱いが示された。(石綿含有調査の実施など)

※長崎県土木部通知(H30.3.14)「長崎県発注工事の建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」

3 市有建築物への対応(平成30年4月～)

- (1) 庁内公共施設所管課へ通知及び公共施設点検研修会において内容説明
(2) 飛散防止対策に係る取り扱いについて長崎労働基準監督署と協議
(3) 平成30年度以降の建築課依頼工事分に係る外壁改修、解体物件の仕上塗材石綿含有調査を開始

(4) 石綿含有調査状況

H30.9.5 現在

工事区分	総数 ①	調査中 ②	調査済 ③	③のうち 石綿含有
1 改修工事	23 件	4 件	19 件	5 件
2 解体工事	16 件	3 件	13 件	5 件
計	39 件	7 件	32 件	10 件

(5) 今後の対応

- ・上記の調査結果に応じた処理工法の選定
- ・処理工法に応じた予算措置及び工期の確保

4 民間事業者への周知

建築物の解体・改造・補修工事を実際に行う建設業関連団体をはじめとする各種団体(456団体)には、厚生労働省から通知がなされており、併せて、建築物の所有者を含む民間事業者には長崎市ホームページに「石綿含有仕上塗材」に関する情報を掲載し周知を図っている。

また、長崎労働基準監督署と長崎市内の民間事業者への更なる周知について協議を行っている。

参考

石綿含有仕上塗材の除去方法の参考例

1 剥離剤併用手工具ケレン工法

剥離剤を有機系の既存仕上塗材層表面に塗付けて軟化させ、柔らかくなった仕上塗材層をスクレーパや皮すきなどの手工具でケレンする工法



2 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

高速回転する電動器具にディスクを取り付けて研磨し、発生した粉じんを取り付けられた集じん装置で除去する工法



集じんカバー付きディスク
グラインダーの例

